

ギュっとラーニング 

～支援者向けオンデマンド研修教材～

※本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

日本司法支援センター（法テラス）の支援 「犯罪被害者等支援弁護士制度」

法務省大臣官房司法法制部

司法法制課

総合法律支援推進室

法務省

本講義の内容

- 「犯罪被害者等支援弁護士制度」とは
- 支援の内容
- 「犯罪被害者等支援弁護士制度」の利用要件等
- 事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」

「犯罪被害者等支援弁護士制度」とは

犯罪被害者等が**精神的・身体的被害**により、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応等を自ら行えず、**経済的困窮**から、弁護士による援助を受けられない場合があることを踏まえ、**原則として法テラスが費用を負担**して、**早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を行うもの**

令和8年1月13日から運用を開始！

3

支援の内容（概要）

問合せ

日本司法支援センター
法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
お問合せ無料 なくともいよ
0120-079714
※IP電話からは、03-6745-5601
(受付)9:00~21:00 (応答)9:00~17:00 (日曜祝日・年末年始休業)

または
お近くの
法テラス
地方事務所



犯罪被害者支援に理解や経験のある**弁護士の紹介**

弁護士による**無料の法律相談**



法律相談を踏まえ**受任**

弁護士による**法律事務等の援助**

4

支援の内容（法律事務等の支援）

刑事手続に関するもの

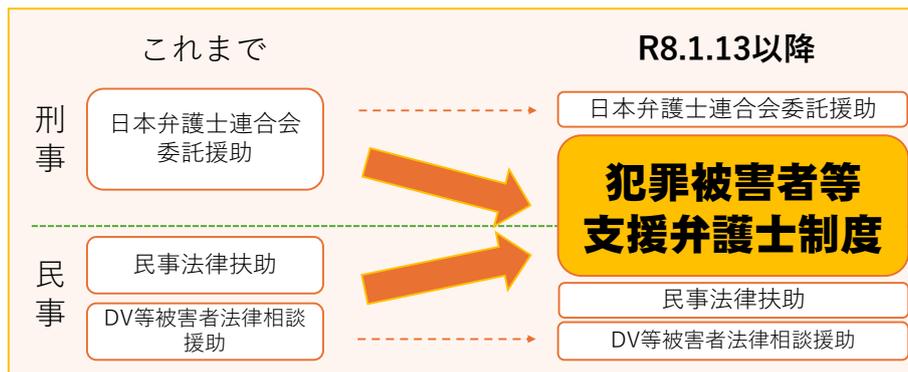
- ・被害の届出
- ・告訴又は告発
- ・捜査機関への対応・少年審判における裁判所への対応
- ・加害者又はその代理人との交渉
- ・不起訴理由の確認
- ・検察審査会に対する審査の中立て又は付審判請求
- ・証人尋問の準備又は打合せ
- ・刑事裁判又は少年審判における意見の陳述の申出
- ・刑事裁判における公判傍聴・少年審判における審判傍聴
- ・事件の記録の閲覧又は謄写
- ・受刑者等についての意見・心情の陳述・伝達の申出
- ・犯罪被害者等給付金等の支給の申請等
- ・行政機関その他の関係機関等への対応
- ・裁判所、行政機関その他の関係機関等への同行
- ・報道機関への対応
- ・上記の行為に密接に関連し、犯罪被害者等の支援に不可欠と認められるもの

民事手続に関するもの

- ・和解の交渉又は訴え提起前の和解
- ・次に掲げる手続の準備及び進行
損害賠償の請求を目的とする訴訟
- 民事調停
- 民事執行
- 債務者の財産の開示
- 債務者の財産に係る情報の取得
- 民事保全
- 損害賠償命令

必要とする支援の内容は、被害者によって異なるため、法律相談で**弁護士と相談して決めていただく**ことができます。

支援の内容（法律事務等の支援）



利用いただく制度は、**法テラスからご案内**

⇒ **まずは法テラスへご相談ください！**

「犯罪被害者等支援弁護士制度」の利用要件

対象犯罪

- ① **故意の犯罪行為により人を死亡させた罪及びその未遂罪**
(殺人、傷害致死、強盗致死、危険運転致死など)
- ② **刑法における一定の性犯罪等及びその未遂罪**
(不同意わいせつ、不同意性交等など)
- ③ **故意の犯罪行為により人を負傷させた罪**(傷害、強盗致傷、危険運転致傷など) **により以下いずれかの程度の負傷又は疾病が生じた場合**
 - (1) **治療期間3月以上**
 - (2) **犯罪被害給付制度の障害給付金の支給対象となる第1級～第14級の後遺障害**

「精神的被害」も含まれます

7

「犯罪被害者等支援弁護士制度」の利用要件

資力要件

流動資産から一定の療養費や一定の給付金を控除した額が **300万円以下**

- 控除の対象となる例
 - ・ 治療費
 - ・ カウンセリング費
 - ・ 治療のための通院交通費、入院費
 - ・ **犯罪被害者等給付金として受領した金額**
- ※ いずれも控除の対象は、当該犯罪行為によって支出又は受領することとなったものに限る

利用者の収入等⇨要件なし!

8

「犯罪被害者等支援弁護士制度」の費用負担

原則として、法テラスから弁護士に報酬等をお支払い
⇒被害者等の**費用負担はなし**

ただし、次の場合の超過部分は被害者等の費用負担となる場合があります。

- 「犯罪被害者等支援弁護士制度」利用の結果、**現に金銭等を得た場合**であって、その金額が**300万円**を超えるとき

**犯罪被害者等給付金などの
給付金は含まれません**

- 「犯罪被害者等支援弁護士制度」利用に係る**実費**が、あらかじめ定められた額を超えるとき

9

事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」

会社員である A 子さんは、勤務先の上司から同意のない性行為を強要される被害に遭いました。
その被害によって精神的に大きな苦痛を感じ、会社に行くことができず、退職することになりました。
A 子さんは、インターネットで調べた「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に連絡し、支援員の方と面談相談を行うこととしました。

被害に遭ったことで、これまでの生活が一変してしまいました。
今の状況で、わたしに何ができるのかも分からず、これからどうしたら良いのかが分かりません。
警察に行くべきなのかも悩んでいます。



まずは、**法テラスに相談**してみるのはいかがでしょうか。
法テラスでは、犯罪被害者支援の知識や経験のある
弁護士を紹介してくれるはずです。
一緒に連絡してみましょう。

10

事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」

法テラスの窓口ですか？
会社の上司から性被害に遭い、どうしたら良いか困っています。
これからわたしができることを教えてくれたり、相談にのってく
れたりする人はいませんか。



まずは、法テラスが契約している、**犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介**しますので相談してみるのはいかがでしょうか。
相談は無料のできるので、ご安心ください。

11

事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」

お話を聞いていただくうちに、やはり警察に行った方が良いのではないか
と思いましたが、どうしても一人では不安です。手続のこともよく分かり
ません。



警察に被害を申告するには、被害届や告訴状の提出が必要です。
不安であれば、わたしが**一緒に作成しますし、警察に提出に行くときにも同行**できますよ。

被害に遭ったことで仕事も失ってしまい、とても苦しい思いをして
います。お金で解決できることはありませんが、わたしが受けた被害を、
きちんと金銭的に償ってもらうことはできないでしょうか。



加害者に対する損害賠償に向けた交渉や請求も、わたしが代わりに行うことができます。
一緒に頑張りましょう。

12

事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」

A子さんは、法テラスから紹介された弁護士に事件の受任を依頼し、「犯罪被害者等支援弁護士制度」を利用した支援が始まりました。



**告訴状の作成
警察への同行**

**検察庁への事前聴取
や裁判所への同行**

示談交渉対応



A子さんは、弁護士と相談し、加害者からの示談交渉に応じることとしました。加害者からの謝罪も受け、これからの生活を立て直そうと前向きな気持ちを持つきっかけになりました。

13

事例で見る「犯罪被害者等支援弁護士制度」



日本司法支援センター

法テラス

まずは相談から。ぜひ、ご案内をお願いいたします。

14

ご視聴ありがとうございました。



法務省